

議題2

令和6年度外部評価 対象事業について

- 1 対象事業選定の視点
- 2 対象事業一覧
- 3 対象事業概要
- 4 今後の流れについて



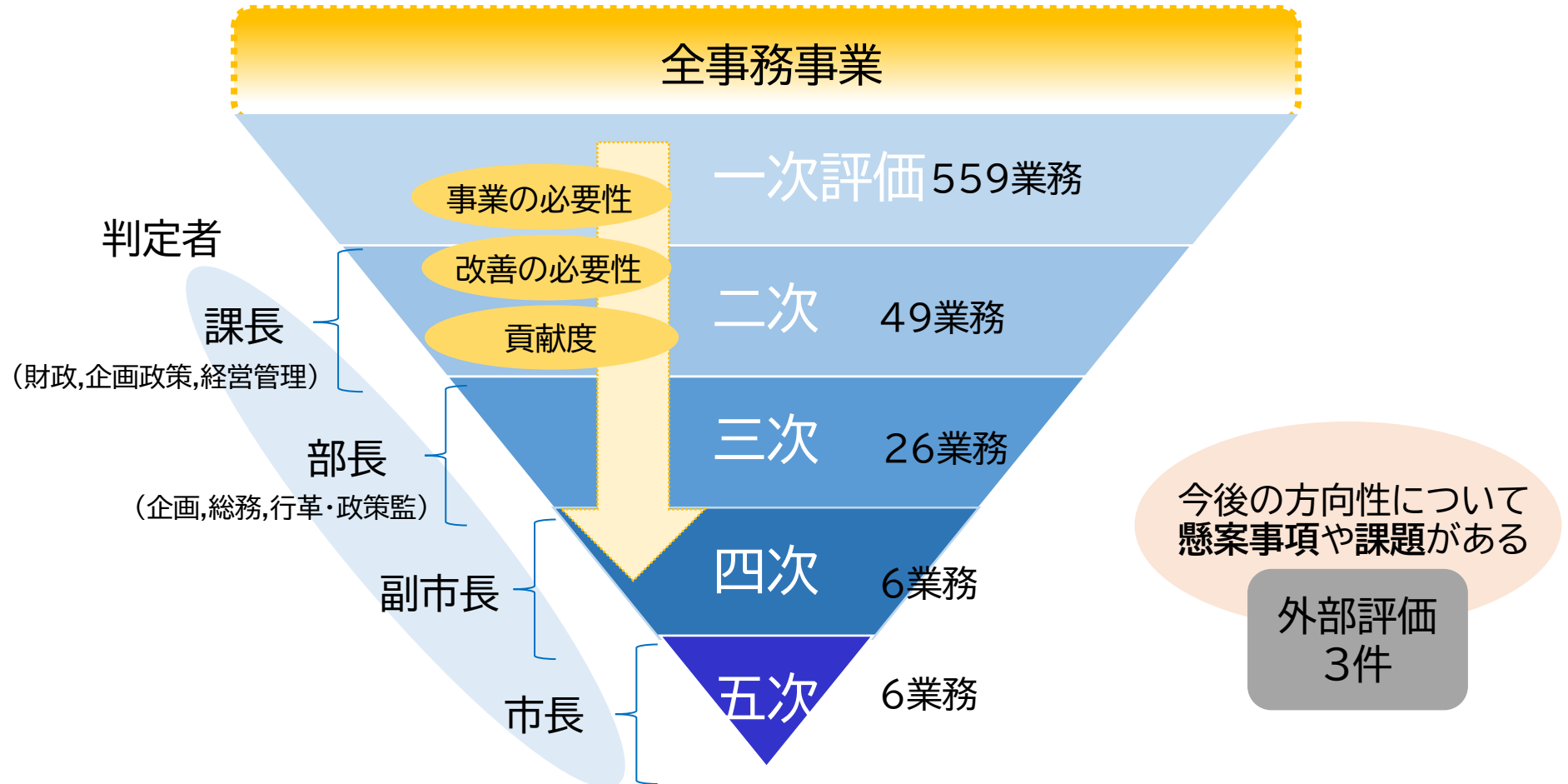
1 対象事業選定の視点

事務事業総点検の目的

- ① 第9次総合計画の目指す都市像を実現するための財源確保
～選択と集中～
- ② 事務の見直しと効率化による業務量の削減
～職員のワークライフバランスの推進～
- ③ 持続可能な行財政運営
～将来を見据えた事業の推進～



1 対象事業選定の視点



2 対象事業一覧

No	課名	事務事業名	課題	事務事業 総点検
1	商工課	観光案内所運営事業	今後の観光案内所の方向性について	○
2	スポーツ課	部活動(運動部)地域移行と地域スポーツ指導者の育成	部活動の地域移行に向けた環境整備について	
3	生涯学習課	青少年の家施設管理運営事務	時代のニーズに合わせた事業展開と機能移転について	○
4	市民協働課	多文化共生・国際交流推進事業 (多文化共生拠点施設)	多文化共生を目指す拠点新設の開設について	○



3 対象事業概要

(1)観光案内所運営事業【商工課】

事業概要

JR安城駅1階テナントにおいて観光案内所を運営しています。

- ◆観光案内 ◆観光ガイドの予約
- ◆レンタサイクル(500円/台)
- ◆各種パンフレット
- ◆フリースペースのご利用
- ◆フリーWi-Fi
- ◆モバイルバッテリーシェアリングサービス(有料)
- ◆図書サービス(図書の返却、閲覧、予約本受け取り)

観光案内所の在り方について

観光客向けに現地で信頼できる情報を提供し、ニーズに合った情報提供を行うことで観光客の満足度を高める他、旅行先でトラブル等が生じた際にも、助言や案内を迅速に提供できます。

しかしながら、観光資源等の本市の特性を鑑みると、現状の運営では観光客や観光案内所来場者数の増加を図ることは困難です。



城

(2)部活動(運動部)地域移行と地域スポーツ指導者の育成【スポーツ課】

事業概要

国は令和5年度からの3年間を部活動の「改革推進期間」と示しており、本市でも令和8年度から中学校の休日の部活動を行わないことを目標として取組を推進しています。

そこで、現在は部活動の段階的な地域移行を推進するため、中学生を受け入れる地域スポーツ団体の拡充や、そこで活躍する指導者を育成するためにスポーツ指導者養成講習会を開催しています。

部活動の地域移行に向けた環境整備について

中学校部活動の円滑な地域移行を実現する上で、本市では、生徒の活動の選択肢を増やすことが必要だと考えています。そのため、中学生を受け入れる地域スポーツ団体の「種目」や「数」の適正な配置を目指すと同時に、適切な技術を身に付けた地域スポーツ団体の指導者を育成することが必要です。

そこで、地域スポーツ団体の適正な配置と、地域スポーツ団体の指導者の質の向上を図る方策を検討しています。



(3) 青少年の家施設管理運営事務 【生涯学習課】

事業概要

青少年の家は、青少年の健全な育成を目的とした施設として開館し、研修室や体育室、料理実習室の他、宿泊研修をするための和室、浴室を備えています。

時代のニーズに合わせた事業展開と機能移転

登録団体数、利用回数・人数が減少しており、時代の変化の中で青年固有の活動場所や宿泊施設としてのニーズは低下しています。

ただし、青少年を対象とした生涯学習事業は必要と考えるため、他年代も含めて事業を実施している文化センターに移転し、一元的な事業展開ができるよう検討しています。



ともに育み、未来

(4)多文化共生・国際交流推進事業(多文化共生拠点施設)【市民協働課】

事業概要

国籍に関わらず互いに理解・尊重し合う社会を実現するため、**多文化共生意識の啓発・醸成**や**国際交流**を推進します。また、外国人市民が暮らしやすい環境づくりのため、**日本語教育の推進**や**多言語対応の充実**を図ります。

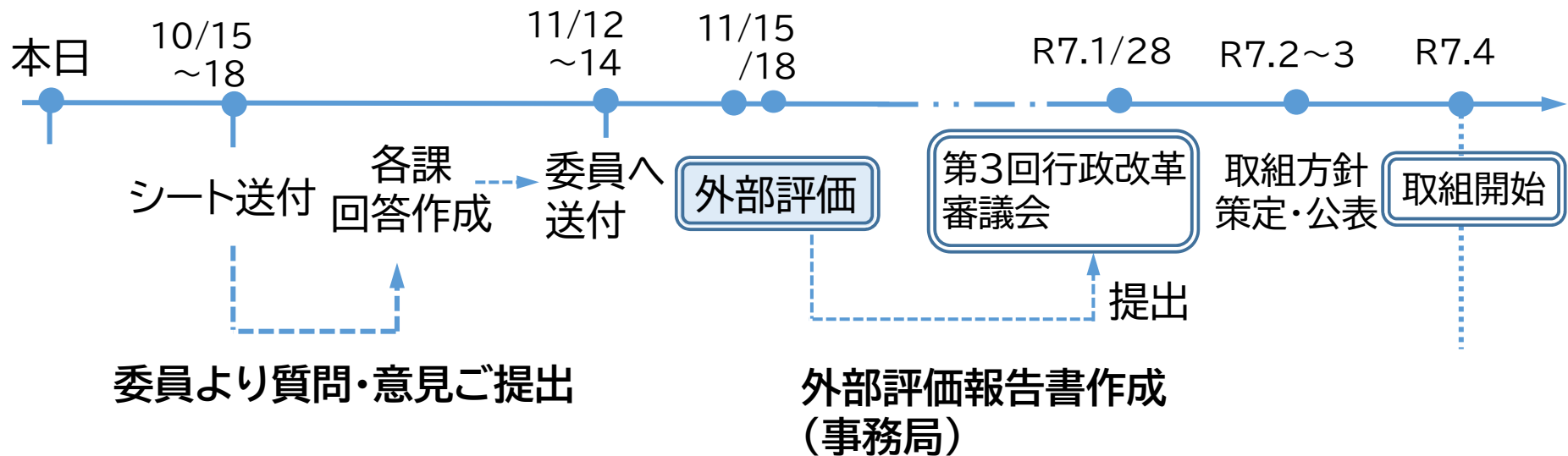
多文化共生推進のための事業拡大について

安城市には、全国的に見ても多くの外国人が暮らしています。また、国が労働者としての外国人受入拡大を進めており、製造業が盛んな本市では、今後も外国人市民の増加が見込まれます。こうした事情を背景に、**多文化共生意識の啓発・醸成**、**外国人が暮らしやすい環境づくりの重要性**は増えています。

そこで、現在、**多文化共生の推進に関する取組**を**拠点的に行うための場所の確保**を検討しています。



4.今後の流れについて



各評価シートに関するコメントについて

- 各事業に関するご意見・ご質問がございましたら、「令和6年度外部評価事業評価シートに関するコメント」の該当事業の用紙にご記入ください。
- 11月5日(火)までに事務局へご提出いただきますようお願いいたします。**
- なお、ご担当のグループ以外の事業につきましても、ご意見・ご質問などございましたらご提出ください。